

令和4年度姫島 I T アイランドを活用したワーケーション促進実証事業委託業務仕様書

1 目的

県では、姫島村と連携し、村内に I T 企業・人材を呼び込み、新たな雇用の場と活力の創造を目指し、I o T 等の先端技術による地域課題解決を目指す「姫島 I T アイランド構想」を推進し、もって県全体の産業の活力創出を図ることとしている。

本事業は、I T アイランド構想を掲げる姫島村において、島外から I T 関連企業や人材を呼び込むため、コロナ禍におけるテレワークの拡大や、ワーケーションなどの観光需要の拡大といった近年の状況を踏まえて、自動車に乗って、好きな観光地で、好きな時間に働くことができる、新しい働き方や旅のかたちの有効性を実証することを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和5年2月28日まで

3 委託業務の内容

(1) モデルコースや島内の魅力を検索できるコンテンツの制作

車の中でノートパソコン等を使用してテレワークができるオフィス環境や、簡易に寝転がることのできる仕様の車両（以下、「モビリティ」という。）を活用し、島内を自身の運転で自由に周遊するために必要なモデルコースや島の魅力を検索できるコンテンツを制作する。

(提案にあたっての留意事項)

- ・モデルコースの内容については、ワーケーションを行う場合に参考となる観光地の場所や魅力の説明、Wi-Fi スポットの位置、公衆トイレの位置、駐車場の位置、コース周遊にかかる所要時間など、閲覧者がモビリティを活用して自身の運転で自由に島内を周遊できるよう詳細情報を掲載すること。
- ・モデルコースは、姫島村の気候や観光資源等を考慮し、春夏秋冬各季節に応じたものを提案すること。
- ・モデルコースは、閲覧者が興味関心を喚起するようカテゴリごとに複数設定すること。さらに、利用者がイメージしやすいように、カテゴリごとに動画を準備して、その魅力を訴求できるとなお良い。
- ・島内の魅力については、ワーケーションやサテライトオフィスなどに加え、人々の営みや自然環境、生活環境など、ターゲットとなる村外の I T 関連企業に訴求力のある魅力的なものとする。
- ・本事業の実施主旨が閲覧者に伝わるよう工夫を凝らすこと。
- ・姫島村や I T アイランドの情報が拡散され、定着するような、興味を引く内容を積極的に盛り込むこと。
- ・上記コンテンツは、スマートフォンやタブレット等によりインターネット上で容易に検索できるものとする。
- ・掲載内容等に変更が生じ、情報の修正等が必要となったときは、委託者からの依頼を受けて作業を行うこと。
- ・必要に応じて、県及び姫島村の所有する写真や動画等の素材の使用も可とする。使用する場合、県及び姫島村と協議を行うこと。
- ・コンテンツの内容にかかる詳細の企画案を作成し、委託者及び姫島村に提出すること。委託者及び姫島村の意見等を反映させること。
- ・本業務で制作する画像、動画の肖像権や著作権等の権利関係の処理を行うこと。
- ・必要に応じて、取材先の提案、手配及び調整をすること。
- ・必要に応じて、動画及び写真の撮影・編集をすること。

(2) ワークーションモニターツアーの企画及び運営業務

モビリティを活用したワークーションモニターツアーを実施すること。

(実施概要)

- ・対象者 県外の I T 関連企業、人材等
- ・実施回数 2 回
- ・参加者数 1 回につき 10 名以上
- ・内 容：
 - ①モニターツアーの開催に関すること
 - ・モニターツアーのカリキュラムの設定に関すること
 - ・開催日の設定に関すること
 - ・使用するモビリティの準備、貸し出し、清掃（消毒）に関すること
 - ・保険に関すること、万が一の事故時の対応に関すること
 - ・実施に必要なレンタカー会社、宿泊事業者等との調整に関すること
 - ・ツアーの料金設定に関すること
 - ・参加者へのアンケート作成・収集等に関すること
 - ・村外からの参加者の移手段・宿泊等の調整に関すること
 - ②広報及び参加者の募集に関すること
 - ・モニターツアーの広報に関すること
 - ・参加者の募集、決定に関すること

(提案にあたっての留意事項)

- ・モニターツアーのカリキュラムの内容は、事業の目的に沿ったものとする。
- ・当日使用するモビリティ等は、参加者 1 組につき 1 台準備すること。モビリティにはモデルコース等を検索するためのタブレットを予め備え付けること。また、その他、運営に必要な機器についても、適宜準備すること。
- ・モビリティの要件は、公道を走行できる車両であること、概ね 2 日間ノートパソコン等で作業できる電気設備を備えたものであること、AT 車であること、2 人以上乗車できることとする。
- ・計画的かつ効果的な広報に努めること。
- ・事業の実施にあたっては、姫島村内の関係者や県内の I T 企業等と連携を図ること。
- ・参加者に面白さを伝え、I T アイランド構想の機運を醸成する企画を提案すること。
- ・イベント実施前からイベント終了後にかけて、興味関心を喚起し、盛り上がるような企画を提案すること。
- ・ツアー参加者の SNS やブログ等により、本モニターツアーによる姫島ワークーションの魅力をも、広く継続的に周知を行うような仕掛けを提案すること。
- ・ツアー参加者の募集に際しては広告クリエイティブを用いた、デジタル広告を実施すること。広告に際しては、事業効果の最大化を図るよう、本事業におけるターゲットを想定し、最も効果的だと思われるメディアを選択し、提案すること。また、事業目的達成に向けて、別にランディングページを用意することが効果的な場合は、それを提案すること。なお、最終的には県との協議の上決定することとする。
- ・広告費用は委託金額の中に含むこと。広告期間についても提案すること。
- ・透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告費用のうち、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- ・広告設計については、来年度の事業につなげるために、分析を効果的に行うことができるよう設計し、提案すること。なお、最終的には県との協議の上決定するため、県のリクエストがある場合は、実行すること。

- ・その他告知業務に関しては、「令和4年度姫島ITアイランドを活用したワーケーション促進実証事業における告知業務に関する仕様書」により定めるものとする。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大等により、本ツアーを現地で開催することが困難となった場合は、県と協議のうえ、本事業の目的を達成するのに効果的な代替手段を検討すること。

(3) (1)、(2)に付随する業務

- ・委託業務にかかる経理に関すること。
- ・委託業務の進捗状況を必要に応じて報告すること。
- ・前各号に定めるもののほか、事業実施に関し、県の指示すること。
- ・その他、事業の運営に関して必要なこと。

(4) 報告書の作成

業務終了後、委託期間内に上記(1)、(2)の実績をまとめた報告書を作成すること。報告においては、ツアー参加者からのアンケート結果等を踏まえ、今後の実装に向けた課題や改善点等をまとめ、県及び姫島村に提案すること。

4 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

5 その他業務実施上の条件

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (2) 受託者決定から契約締結の間に県と契約内容を詳細に協議すること。また、契約締結後14日以内に全体スケジュール表を提出すること。全体スケジュールは、県と受託者で常時進捗状況を確認することとし、必要に応じて適宜修正を行うこと。
- (3) 本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は大分県に帰属することとする。
- (4) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。